

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第一号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 略</p> <p>第三章 収入</p> <p>第一節・第二節 略</p> <p>第三節 公金 —第七十六条の二— の徴収又は収納の委託（第七十二条）</p> <p>第四節・第五節 略</p> <p>第四章 支出</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 公金の支出の委託（第三百三条―第九九条）</p> <p>第三節～第六節 略</p> <p>第五章～第十九章 略</p> <p>附則</p> <p>（会計管理者事務の専決）</p> <p>第十条 会計管理者の事務のうち、会計課長又は総務事務センター長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、特異な事項にあつては、会計管理者の決裁を得なければならない。</p> <p>一 会計課長の専決事項</p> <p>（一）（二） 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 略</p> <p>第三章 収入</p> <p>第一節・第二節 略</p> <p>第三節 私人に対する歳入の徴収又は収納の委託（第七十二条―第七十六条）</p> <p>第四節・第五節 略</p> <p>第四章 支出</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 支出事務の私人委託（第三百三条―第九九条）</p> <p>第三節～第六節 略</p> <p>第五章～第十九章 略</p> <p>附則</p> <p>（会計管理者事務の専決）</p> <p>第十条 会計管理者の事務のうち、会計課長又は総務事務センター長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、特異な事項にあつては、会計管理者の決裁を得なければならない。</p> <p>一 会計課長の専決事項</p> <p>（一）（二） 略</p>

(三) 資金前渡、概算払及び公金の支出の委託の精算に関する
こと（次項第二号に掲げるものを除く。）。

二 略

2 前項に定めるもののほか、会計管理者の事務のうち次に掲げる
事務は、当該事務を担当する会計課又は総務事務センターの副出
納員（当該事務を担当する副出納員が二人以上置かれていた場合に
あつては、あらかじめ知事が指定する副出納員）が専決する。

一 略

二 資金前渡、概算払及び公金の支出の委託の精算に関するこ
と（前号に掲げる出納執行に関するものに限る。）。

三 略

第三節 公金

（公金の徴収又は収納に関する事務取扱者の指定）

の徴収又は収納の委託

第七十二条 知事は、税外収入金の徴収又は税外収入金等（法第二
百三十一条の二の規定する歳入等のうち、県税を除くものを
いう。第七十六条の二において同じ。）の収納に関する事務につ
いて、法第二百四十三条の二第一項の規定による指定をしようと
するときは、別に定めるところにより、会計管理者に協議するも
のとする。

(三) 資金前渡、概算払及び支出事務の私人委託の精算に関する
こと（次項第二号に掲げるものを除く。）。

二 略

2 前項に定めるもののほか、会計管理者の事務のうち次に掲げる
事務は、当該事務を担当する会計課又は総務事務センターの副出
納員（当該事務を担当する副出納員が二人以上置かれていた場合に
あつては、あらかじめ知事が指定する副出納員）が専決する。

一 略

二 資金前渡、概算払及び支出事務の私人委託の精算に関するこ
と（前号に掲げる出納執行に関するものに限る。）。

三 略

第三節 私人に対する歳入の徴収又は収納の委託

（私人に対する歳入の徴収又は収納の委託）

第七十二条 令第五十八条の規定により私人に対し歳入の徴収又
は収納の事務を委託することができるものは、次に掲げるものと
する。

一 徴収事務の委託

- (一) 美術館美術展示室入場料
- (二) 産業廃棄物処理施設使用料
- (三) 自然公園施設使用料
- (四) 空港駐車場駐車料金
- (五) 体育館使用料、スケート場使用料、野球場使用料、運動広
場使用料、総合プール使用料、総合射撃場使用料、田沢湖ス
ポーツセンター使用料及び武道館使用料
- (六) 社会福祉会館使用料
- (七) 総合保健センター使用料及び手数料
- (八) パーキング・チケット発給手数料
- (九) 南部老人福祉総合エリア使用料

- (十) 地域総合整備資金貸付金
- (九) 十和田湖公共下水道使用料
- (八) 近代美術館入場料
- (七) マリーナ施設使用料
- (六) 森林学習交流館使用料
- (五) 都市公園施設使用料
- (四) 中央地区老人福祉総合エリア使用料
- (三) 青少年交流センター使用料
- (二) 北部老人福祉総合エリア使用料
- (一) 男女共同参画センター使用料
- (十) ゆとり生活創造センター使用料
- (九) 保育士登録申請手数料、保育士登録証の書換え交付申請手数料及び保育士登録証の再交付申請手数料
- (八) 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第二十八号）別表第四号から第十二号まで及び第十七号から第二十号までの手数料
- 二 収納事務の委託
- (一) 母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還
- (二) 豪雪被害施設等復旧資金貸付金の償還
- (三) 沿岸漁業改善資金貸付金の償還
- (四) 農業改良資金貸付金の償還
- (五) 林業・木材産業改善資金貸付金の償還
- (六) 県営住宅使用料及び入居者敷金並びに県営住宅駐車場使用料
- 2 前項の規定により徴収事務を私人に委託したときの公表は、納入義務者の見やすい場所に掲示して行うものとし、収納事務を私人に委託したときの公表は、納入義務者に私人委託通知書により通知して行うものとする。

(身分証明書)

第七十三条 法第二百四十三条の二の二第四項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第四号によるものとする。

(徴収受託者の徴収の手続)

第七十四条 徴収受託者（法第二百四十三条の二の二第四項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）は、税外収入金を徴収しようとするときは、これを調定し、徴収整理簿を記載し、納入義務者に対し納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない税外収入金にあつては、徴収受託者が定める方法による。）をしなければならない。

2 徴収受託者は、当該税外収入金を徴収したときは、納入義務者に対し現金領収印（様式第五号）を押した領収書を交付しなければならない。ただし、知事が必要があると認めるときは、現金領収印（様式第五号）を押した領収書に代え、徴収受託者が定める方法によることができる。

3 前項の場合において、徴収受託者は速やかに現金出納簿（当該

(委託契約)

第七十三条 納入通知者は、前条の規定により歳入の徴収又は収納事務を委託しようとするときは、委託を受けようとする私人（以下この節において「受託者」という。）と契約を締結しなければならない。この場合において、納入通知者は、あらかじめ次に掲げる事項について出納機関と協議しなければならない。

- 一 受託者の住所及び氏名
- 二 歳入の種類及び金額
- 三 委託期間
- 四 収納金の払込方法
- 五 担保及び賠償責任
- 六 その他必要と認める事項

2 納入通知者は、前項の規定により契約を締結したときは、委託者が歳入の徴収又は収納事務の執行に際し受託者であることを証するため提示する歳入の徴収（収納）事務委託証明書（様式第四号）を交付するものとする。

(受託者の徴収及び収納の手続)

第七十四条 徴収を委託された受託者は、当該歳入を徴収しようとするときは、これを調定し、徴収整理簿を記載し、納入義務者に対し納入の通知をしなければならない。

2 受託者は、当該歳入を収納したときは、納入義務者に対し現金領収印（様式第五号）を押した領収書を交付するとともに直ちに現金出納簿に記載し、収入金払込書に収納現金を添えて税外収入金取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、知事が必要があると認めるときは、現金領収印（様式第五号）を押した領収書に代えて、受託者である旨を明示した領収書を納入義務者に対し交付することができる。

現金出納簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第六
六条及び第七百七条において同じ。）に記載しなければならない。

(徴収受託者の払込みの手續)

第七十五条 徴収受託者は、徴収した税外収入金を、知事が別に定
める方法により、知事が別に定める日までにその内容を示す計算
書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含
む。）を添えて、税外収入金取扱金融機関に払い込まなければな
らない。

(報告)

第七十六条 徴収受託者は、契約の定めるところにより、その徴収
した税外収入金 の内容を示す書類を

翌月五日（特別の理由があると認めるものにつ
いては、知事が指定する日）までに納入通知者に提出しなければ
ならない。

2 納入通知者は、徴収受託者

から前項の書類

の提出を受けたときは、その内容について確認しなければ
ならない。この場合において、

徴収した歳入について第四十二条（税外収入金の調定）第二
項の規定の例により調定しなければならない。

(準用)

第七十六条の二 第七十四条（第一項を除く。）、第七十五条並び
に前条第一項及び第二項前段の規定は、収納受託者（法第二百四
十三条の二の五第二項に規定する指定公金事務取扱者のうち、税
外収入金等の収納に関する事務の委託を受けた者をいう。）が税
外収入金等を収納する場合について準用する。

(支出の原則)

(受託者の賠償責任)

第七十五条 受託者は、収納した現金を故意又は過失により亡失し
たときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(計算報告)

第七十六条 受託者は、契約の定めるところによりその徴収
し、又は収納した歳入の内容を示すその月分の計算書及び関係証
拠書類を作成し、翌月五日（特別の理由があると認めるものにつ
いては、知事が指定する日）までに納入通知者に提出しなければ
ならない。

2 納入通知者は、前項の規定により受託者から計算書及び関係証

拠書類の提出を受けたときは、その内容について確認しなければ
ならない。この場合において、徴収委託に係るものであるとき

は、徴収した歳入について第四十二条（税外収入金の調定）第二
項の規定の例により調定しなければならない。

(支出の原則)

第八十七条 支出命令者は、支出命令をしようとするときは、債務が確定した後において債権者の請求書（旅費の支出に係るものにあつては、旅費請求書を含む。以下同じ。）に基づき、債権者のためでなければこれを行うことができない。ただし、資金前渡、概算払、前金払、部分払若しくは繰替払をする場合、公金の支出に関する事務を委託する場合、第一百条（通則）に規定する恩給等の経費を支出しようとする場合又は第三百三十二条（口座振替による支払）第一項に規定する自動口座振替払により支出する場合は、この限りでない。

2～5 略

第二節 公金の支出の委託

（公金の支出に関する事務取扱者の指定）

第二百三十三条 第七十二条の規定は、公金の支出に関する事務について、法第二百四十三条の二第一項の規定による指定をしようとする場合について準用する。

第二百四十四条 削除

（資金の交付）

第二百五十五条 支出命令者は、支出受託者（法第二百四十三条の二の六第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に対し契約の定めるところにより資金の交付をしなければならない。

（支出受託者の資金の保管）

第八十七条 支出命令者は、支出命令をしようとするときは、債務が確定した後において債権者の請求書（旅費の支出に係るものにあつては、旅費請求書を含む。以下同じ。）に基づき、債権者のためでなければこれを行うことができない。ただし、資金前渡、概算払、前金払、部分払若しくは繰替払をする場合、私人に支出の事務を委託する場合、第一百条（通則）に規定する恩給等の経費を支出しようとする場合又は第三百三十二条（口座振替による支払）第一項に規定する自動口座振替払により支出する場合は、この限りでない。

2～5 略

第二節 支出事務の私人委託

（出納機関との協議）

第二百三十三条 支出命令者は、令第六十五条の三の規定により私人に支出の事務を委託しようとするときは、委託金の種類、委託金額及び当該支出の事務を委託させようとする者（以下この節において「受託者」という。）その他契約しようとする事項を記載した契約締結同により出納機関と協議しなければならない。

（委託契約）

第二百四十四条 支出命令者は、前条の規定による協議を経たときは、受託者と当該委託事務について支出事務委託契約書により契約を締結しなければならない。

（資金の交付）

第二百五十五条 支出命令者は、前条の規定により支出事務の委託契約を締結したときは、受託者に対し契約の定めるところにより資金の交付をしなければならない。

（受託者の資金の保管及び支払）

第六十六条 支出受託者は、前条の規定により資金の交付を受けたときは、速やかに現金出納簿に記載のうえ預金その他の確実な方法により保管しなければならない。

(支出受託者の資金の支払)

第七十条 支出受託者は、債権者に現金を交付したときは、速やかに現金出納簿に記載しなければならない。

(資金の返還)

第八十条 支出命令者は、次に掲げる場合においては、資金の返還を命ずることができる。

- 一 支出受託者から契約解除の申出があつたとき。
- 二・三 略

2 支出命令者は、前項の規定により支出受託者から資金を返還させようとするときは、第三十八条（返納命令）の規定の例によらなければならない。

(資金の精算)

第九十条 支出受託者は、その委託事務が完了したときは、直ちに委託金精算報告書を作成し、その支払に係る債権者の領収書その他の支払を証する書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。

2 支出命令者は、前項の委託金精算報告書の提出を受けたときは、返納金がないときにあつては零精算書兼精算命令書、返納金があるときにあつては精算書兼返納命令書を作成し、当該委託金

第六十六条 受託者は、前条の規定により資金の交付を受けたときは、直ちに現金出納簿に記載のうえ預金その他の確実な方法により保管しなければならない。

2 受託者は、債権者に支払いをしようとするときは、債権者から領収書を徴し現金を交付しなければならない。この場合においては、受託者は、直ちに現金出納簿その他関係帳簿に記載整理しなければならない。

(受託者の賠償責任)

第七十条 受託者は、交付を受けた資金で故意又は過失により亡失したときはこれによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(資金の返還)

第八十条 支出命令者は、次の各号に掲げる場合においては、資金の返還を命ずることができる。

- 一 受託者から契約解除の申出があつたとき。
- 二・三 略

2 支出命令者は、前項の規定により受託者から資金を返還させようとするときは、第三十八条（返納命令）の規定の例によらなければならない。

(資金の精算)

第九十条 受託者は、その委託事務が完了したときは、直ちに委託金精算報告書を作成し、その支払に係る債権者の領収書その他の支払を証する書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。

2 支出命令者は、前項の委託金精算報告書の提出を受けた場合は、返納金がないときにあつては零精算書兼精算命令書、返納金があるときにあつては精算書兼返納命令書を作成し、

精算報告書を添付して出納機関に送付しなければならない。

出納機関に送付しなければならない。

(公金の支出の委託に係る支出命令書等の審査)
第三百三十七条 略

(支出事務の私人委託金の支出命令書等の審査)
第三百三十七条 略

別表第二の二(第五十四条の二関係)

別表第二の二(第五十四条の二関係)

一〜二十四 略

一〜二十四 略

二十四の二 介護保険法関係手数料(登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機関に納めるもの及び公金の徴収に関する事務を委託するものを除く。)

二十四の二 介護保険法関係手数料(登録試験問題作成機関、指定試験実施機関又は指定研修実施機関に納めるもの及び私人に徴収を委託するものを除く。)

二十五〜二百六十八 略

二十五〜二百六十八 略

二百六十九 道路交通法関係手数料(指定講習機関に納めるもの及び公金の徴収に関する事務を委託するものを除く。)

二百六十九 道路交通法関係手数料(指定講習機関に納めるもの及び私人に徴収を委託するものを除く。)

二百七十から二百七十四まで〜三百十二 略

二百七十から二百七十四まで〜三百十二 略

様式第四号を次のように改める。

様式第4号 身分証明書（第73条）

（表面）

↑ 5. 5 センチ メートル ↓	第 号
	身 分 証 明 書
	所 属
	職 氏 名
	年 月 日生
	上記の者は、地方自治法第243条の2の2第3項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。
立入検査をすることができる指定公金事務取扱者	
年 月 日交付	
秋田県知事 印	
← 9. 1センチメートル →	

（裏面）

地方自治法（抜粋）
（指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務）
第243条の2の2 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。
3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号。次項において「改正法」という。）附則第二条第二項前段の規定による指定をしようとする場合には、当該指定に関し必要な手続その他の行為は、この規則による改正後の秋田県財務規則の規定の例により行うことができる。

(公金事務に関する経過措置)

3 改正法附則第二条第三項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定が適用される場合におけるこれらの規定に規定する従前の公金事務に関しては、なお従前の例による。